

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 31 回 コーデックス総会

日時 : 2008年6月30日(月)～7月4日(金)

場所 : ジュネーブ(スイス)

仮議題

第 1 章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第 60 回、61 回執行委員会の報告
第 2 章 手続き等に関する案件	
3.	手続きマニュアルの修正
第 3 章 コーデックス規格と関連文書	
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6, 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	コーデックス規格と関連文書の修正
8.	新規作業及び作業中止の提案
第 4 章 計画及び予算に関する事項	
9.	財政及び予算に関する事項
10.	コーデックス委員会の戦略的計画
第 5 章 方針及び一般問題	
11.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係
14.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金

15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第 6 章	選出と指名
16.	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
17.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第 7 章	その他の事項
18.	その他の作業
19.	報告書の採択

第 31 回コーデックス総会主要検討議題

仮議題 4 . Part 1. ステップ 8、5/8 及び 5 (迅速化手続き) の規格案及び関連文書

< 汚染物質部会 (C C C F) >

事項	概要
植物たんぱく質酸加水分解物(酸-HVP)を含む液体調味料(本醸造しょうゆを除く)における 3-クロロプロパンジオール(3-MCPD)の最大基準値案	酸-HVP を含む液体調味料について、植物性たんぱくを酸加水分解する工程で生じるクロロプロパノール類の一種である 3-MCPD の最大基準値を 0.4mg/kg とするもの。 原案を支持する方向で対処したい。
酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範案	酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD を低減させるための実施規範案。
小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A の最大基準値案	小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A について、最大基準値を 5 µg/kg とするもの。
加工用及び直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案	加工用及び直接消費用アーモンド・ヘーゼルナッツ・ピスタチオ中のアフラトキシンについて、加工用については 15 µg/kg 、直接消費用については 10 µg/kg の最大基準値を設けるもの。
加工用及び直接消費用のツリーナッツ(アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ)におけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン原案	加工用及び直接消費用のツリーナッツ(アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ)中の総アフラトキシンを分析するためのサンプリングプラン。加工用については、20kg×1 サンプル、直接消費用については、10kg×2 サンプルを採取することを求めているもの。
乾燥いちじくにおけるアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	乾燥いちじくのアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範原案。

< 食品添加物部会 (C C F A) >

事項	概要
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	29 の食品添加物に関する条項案及び原案の最終採択を諮るもの。

GSFA 食品分類システムの改訂	GSFA 食品分類システムのうち、大豆製品の適切な配置及びファットスプレッド規格と分類番号 02.2 (fat emulsions mainly of type water-in-oil) の整合性を図るため食品分類システムを改訂するもの。 原案を支持する方向で対処したい。
香料の使用のためのガイドライン	香料の使用のためのガイドライン。
コーデックス分類名及び食品添加物国際番号システム (INS) (CAC/GL 36-1989)の改訂	コーデックス分類名及び INS の改訂案。
食品添加物国際番号システム (INS) の修正	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価が終了した食品添加物等に国際番号を割り当てるもの。
第 68 回 JECFA から提起された食品添加物の同一性及び純度の規格	第 68 回 JECFA で決定した新規・改訂食品添加物規格。

< 魚類・水産製品部会 (C C F F P) >

事項	概要
魚類・水産製品に関する実施規範案 (活・生鮮二枚貝、ロブスター及び関連文書)	魚類・水産製品に関する実施規範案のうち、活・生鮮二枚貝に関する項 (セクション 7)、ロブスター (セクション 13) 及びその定義に関する事項。
活及び生鮮二枚貝規格案	活及び生鮮二枚貝の規格。「衛生および取扱い」の規定のうち、微生物規格は食品衛生部会 (CCFH) の承認を得ることとされている。

< 生鮮果実・野菜部会 (C C F F V) >

事項	概要
トマトの規格案	直径によるサイズコードに加え、パッケージ内の玉揃えや、輸入国側の規定に基づいて、個数、重量等の方法を用いることも、サイジングの際の選択肢として含めることとされた。
ビターキャッサバの規格案	ビターキャッサバに含まれるシアン化水素の値と調理方法について、それぞれ汚染物質及び表示の記述を改めた。 改めた記述については、CCFL の承認は受けていない。

< 食品衛生部会 (C C F H) >

事項	概要
乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案	全ての調製粉乳製品を対象とした適正衛生規範を主体とする本体文書、12ヶ月齢以下の乳児を対象とした Annex I、12ヶ月齢以上の幼児用調整粉乳等（Follow-up formula, Formula for special medical purposes for young children）を対象とした Annex II、及び、サルモネラ属菌、 <i>E. sakazakii</i> 、腸内細菌科（ <i>Enterobacteriaceae</i> ）の高度衛生区域（High hygiene processing area）のサーベイランス法の確立のためのガイダンスを定めた Annex III から成る衛生実施規範原案のうち、6-12ヶ月齢の乳児のリスクについて FAO/WHO が再評価を行った上で再度検討することとされた Annex II 以外の部分。
食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案	定めようとする食品衛生管理方法の適否について、その妥当性を評価する手法に関するガイドライン原案。
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドラインの微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針における付属文書原案	微生物リスク評価の結果を活用し、食品安全目標値(FSO)、達成目標値(PO)、達成規準(PC)等の概念を取り入れて、微生物学的リスク管理を実施する方法に関するガイドライン原案。

< 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS） >

事項	概要
食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL 53-2003)の付属文書原案	親文書（CAC/GL 53-2003）の内容を補強するものとして、同等性評価に当たり事前に考慮すべき事項、評価対象とする措置の設定、輸入国が輸出国に関して持つ経験・知識・自信の位置付け、同等性評価のための要請文書に盛り込むべき事項、比較のための客観的根拠（OBC）の位置付け等が取り上げられている。

< 食品表示部会（CCFL） >

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案：付属書1（キウイ、バナナに対するエチレンの使用	キウイ、バナナの収穫後の追熟のため、エチレンの使用を可能とする文言を「有機生産の原則」に追加するもの。 原案を支持する方向で対処したい。
包装食品の表示に関する一般規格の修正案：原材料の量に関する表示	包装食品に含まれる原材料の量に関して、その量が包装で強調されている場合等の原材料表示の規定について改訂をおこなうもの。

	原案を支持する方向で対処したい。
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案（栄養及び健康強調表示の使用についてのガイドライン改訂案）	栄養及び健康強調表示ガイドラインに、脚注として、広告の定義を追記するもの。

< 乳・乳製品部会（CCMMP） >

事項	概要
乳・乳製品の輸出証明書モデル案	輸入国は輸出国に対し、輸出証明書に求められる事項について事前に情報提供すべき、との記述が追加された。
クリーム・調整クリーム規格の添加物リスト修正原案	クリーム・調整クリーム規格における添加物リスト修正原案。

< 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU） >

事項	概要
グルテン不耐症患者のための特別用途食品のコーデックス規格改訂案	小麦不耐症患者及びセリアック病患者の為の病者用食品に関して、グルテンフリー食品、低グルテン食品等、表示するための規準を定めるもの。
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト改訂案	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素の純度条件及び用途についてのリストの改訂案。

< ナチュラルミネラルウォーター部会（CCNMW） >

事項	概要
ナチュラルミネラルウォーターの規格のセクション 3.2 及び 6.3.2 の修正原案	2004 年に WHO 飲料水質ガイドラインが改訂されたことを受け、ナチュラルミネラルウォーターの規格における特定の健康関連物質に対する基準値について、再度検討を行い、いくつかの基準値について修正を行うもの。

< 残留農薬部会（CCPR） >

事項	概要
農薬最大残留基準値（MRL）案	第 40 回 CCPR で審議された 6 農薬の MRL 案。
農薬最大残留基準値（MRL）原案	第 40 回 CCPR で審議された 18 農薬の MRL 原案。

< 動物用医薬品部会（CCRVDF） >

事項	概要
----	----

動物用医薬品の MRL 案	17 th CCRVDFにおいて、コリスチン（牛・羊・山羊・豚・鶏・七面鳥・ウサギの組織、牛・羊の乳、鶏卵）及びラクトパミン（牛・豚の組織）についてステップ8、エリスロマイシン（鶏・七面鳥の組織）についてステップ5/8で合意されたもの。
---------------	---

< バイオテクノロジー応用食品特別部会（TFFBT） >

事項	概要
組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案	組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン。
組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン附属文書原案：栄養又は健康に資する組換えDNA植物由来食品の安全性評価	栄養又はヒトの健康に資する組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン。
組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン附属文書原案：微量に存在する組換えDNA植物の安全性評価	各国の承認状況の違いから、ある国で承認された組換えDNA植物が、未承認の国で食品中に微量に存在した場合の安全性評価の実施に関するガイドライン。

< 急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会（TFQFF） >

事項	概要
急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する国際実施規範の改訂原案	構造的又は本質的な変更は行われず、対象品目及び範囲を広くするほか、温度及び温度管理の手順について、修正がなされた。

Part 2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

< 食品添加物部会（CCFA） >

事項	概要
食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）の附属文書表3の修正	GSFAの表3に記載された機能分類と発酵乳規格（CODEX STAN 243-2004）の添加物条項とに差異が見られるため、GSFA表3の別表に「表3の酸味料、充填ガス及び保存料は、食品分類カテゴリー01.2.1.2「発酵乳（プレーン）発酵後加熱処理済み」に対応するコーデックス規格「発酵乳」に該当する、発酵後に加熱処理した発酵乳に使用可能である。」との脚注をつけるもの。

GSFA の着色料条項の修正	食品分類 04.1.1「生の果物」、04.2.1「生野菜（マッシュルームおよびキノコ類、根菜および塊茎菜、マメおよびマメ類、およびアロエベラを含む）、海草および種実類」、08.1「生の獣肉、鶏肉および野生の鳥獣肉」、09.1「軟体動物、甲殻類、および棘皮動物を含む生魚および魚製品」、および関連する下位分類について、注釈 4「製品のデコレーション、スタンピング、マーキングまたはブランディング用」および注釈 16「果物、野菜、肉、または魚のつや出し、コーティング、またはデコレーション用」を追加したもの。
----------------	--

< 分析・サンプリング法部会（CCMAS） >

事項	概要
コーデックスにおける分析法	テヘナ関連食品規格（近東地域調整部会）、乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格、ジンセンの規格（アジア地域調整部会）、乳・乳製品規格において規定されている分析法、汚染物質の分析法の分類の変更。

< 乳・乳製品部会（CCMMP） >

事項	概要
乳・乳製品規格におけるアナトー抽出物の最大基準値	乳・乳製品規格におけるアナトー抽出物の最大基準値。
発酵乳規格の食品添加物リスト	発酵乳規格における使用可能な添加物のリストについて、GSFA の表 3（適正製造規範（GMP）の範囲で、規定された食品に使用可能な添加物の表）の添加物が加えられたほか、発酵乳飲料の欄を加える修正がなされている。

Part 3. 総会で保留されていた規格及び関連文書

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF） >

事項	概要
牛ソマトトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案	BST の最大残留基準値案については、第 50 回 JECFA の評価結果に従って設定された MRL 案を採択すべきとする意見と、other legitimate factor（その他の正当な要因）を考慮して、そもそも成長ホルモンについて MRL を設定すべきでないとする意見に分かれ、第 23 回総会（'99）においてステップ 8 で保留されたまま現在に至る。

仮議題 5 . ステップ 5 の規格原案及び関連文書

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要
栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用	CCNFSDU に適用されるリスク分析の作業原則。

< 乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要
複合発酵乳飲料に係る発酵乳規格の修正原案	発酵乳規格に、「発酵乳を基にした飲料(drinks based on fermented milk)」に関する記載を加えた修正原案。発酵乳の最小含量については合意に至らず、括弧付きで[40%]とされている。 原案を支持する方向で対処したい。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
分析用語に関するガイドライン原案	コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン。

< 汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案	じゃがいも製品及びシリアル製品におけるアクリルアミドの低減のための実施規範原案。
燻製及び直火乾燥工程における多環芳香族炭化水素 (PAH) 汚染の低減に関する実施規範原案	燻製及び直火乾燥工程に由来する PAH 類による食品汚染低減のための実施規範原案。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案	第 40 回 CCPR で審議された 5 農薬の MRL 原案。

< 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要
リンゴの規格原案	コンセンサスが得られなかった、硬さ、着色程度による等級わけ、ペスト (虫害) について、[] を付している。

仮議題 6 . 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

< 食品添加物部会 (C C F A) >

事項	概要
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	21 の食品添加物に関する条項について、廃止する。
天然香料についてのコーデックス一般要求事項 (CAC/GL 29-1985)	香料の使用のためのガイドラインが最終採択された場合に廃止される予定。
食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格	Furfural (フルフラール) の規格の廃止。

< 魚類・水産製品部会 (C C F F P) >

事項	概要
軟体動物貝類に関して推奨される国際衛生実施規範案 (CAC/RCP 18-1978)	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション 7 (活・生鮮二枚貝に関する項) が最終採択された場合に廃止する。
ロブスターに関して推奨される国際衛生実施規範 (CAC/RCP 24-1979)	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション 13 (ロブスターに関する項) が最終採択された場合に廃止する。

< 食品衛生部会 (C C F H) >

事項	概要
乳幼児用食品に関して推奨される国際衛生実施規範 (CAC/RCP 21-1979)	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案が最終採択された場合に廃止する。

< 残留農薬部会 (C C P R) >

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL)	第 40 回 CCPR で審議された、13 農薬の MRL について廃止する。

仮議題 8 . 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

- 新規作業 -

< 残留動物用医薬品 (C C R V D F) >

事項	概要
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) による評価もしくは再評価をされるべき動物用医薬品の優先リストを作成するもの。

人の健康に関する特定の懸念のためJECFAがADI/MRLを提案できない動物用医薬品についてのリスク管理に関する提案/ガイダンス	JECFAで毒性学的懸念からADI/MRLを設定できない動物用医薬品について、CCRVDFとしてリスク管理のアドバイスを示すために、リスク管理の提案/ガイダンスを作成する作業を提案するもの。
--	---

< 抗菌剤耐性に関する特別部会 (T F A M R) >

事項	概要
食品由来の抗菌剤耐性菌に係る科学に基づいたリスク評価ガイダンス	食品や飼料に存在したり、食品や飼料を介して感染する抗菌剤耐性の微生物及び耐性因子に関して、JEMRA 及び/又は国及び/又は地域が、ヒトの健康への潜在的なリスクを評価するに当たってのガイダンスを作成する新規作業。 原案を支持する方向で対処したい。
食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理に関するガイダンス	国及び/又は地域のためのリスク管理ガイダンスを作成する新規作業。選択したリスク管理オプションが効果的であるかについて、どのように測定又はモニターするかに関してもガイダンスに含める。 原案を支持する方向で対処したい。
リスク評価及び管理に係る食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイリングに関するガイダンス	抗菌剤耐性に関する食品安全問題の特定、リスクプロファイルに必要なデータや食品由来の抗菌剤耐性微生物にかかるリスクについての優先順位付けに関してのガイダンスを作成する新規作業。 原案を支持する方向で対処したい。

< 食品衛生部会 (C C F H) >

事項	概要
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の個別付属文書	「生鮮果実・野菜に関する衛生規範」に関して、緑色葉野菜に特化した付属文書。
海産食品中のビブリオ属菌に関する衛生実施規範	海産食品中のビブリオ属に関する衛生実施規範を作成する作業。日本が座長国を務める物理的作業部会が既に開催され、次回CCFHにおける検討のための原案の作成が行われたところ。 原案を支持する方向で対処したい。

< 栄養・特殊用途食品部会 (C C N F S D U) >

事項	概要
----	----

栄養表示に関するガイドラインに記載されている栄養参照量の改訂案	一般集団又及び乳幼児を対象とした栄養参照量(NRV)策定のための全般的なガイドラインを作成するもの。まず一般集団に対するNRVの全般的なガイドラインを作成してNRVの見直しを検討し、次に、一般集団に対するガイドラインに基づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成し、NRVを設定することとされている。
---------------------------------	--

< 食品輸出入・検査認証制度 (C C F I C S) >

事項	概要
海外監査団による検査の実施のためのガイドライン	輸出国の措置を評価する手段として行われている、輸入国による海外現地調査、査察又は検査について、その原則及びガイドラインを策定するもの。
公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001) の附属文書：衛生証明書の一般様式	「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン(CAC/GL 38-2001) の Annex として、あらゆる品目タイプに適用し得る衛生証明書の一般的モデルを作成するもの。

< 分析・サンプリング法部会 (C C M A S) >

事項	概要
バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準に関するガイドライン	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準について、ガイドラインを作成するもの。
測定の不確かさについてのガイドラインの改訂	「測定の不確かさについてのガイドライン」(GL54-2004)に対する注釈として、ガイダンスを作成するもの(必要に応じてGL54の一部を改訂する)。

< 汚染物質部会 (C C C F) >

事項	概要
JECFA により評価される汚染物質、天然毒素の優先リスト	DON,フラン、過塩素酸塩に加え、3-MCPD エステルが新たに優先リストに追加された。
ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大残留基準値	ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大基準値原案の作成。
コーヒー中のオクラトキシンの A 汚染の防止及び低減に関する実施規範	コーヒー中のオクラトキシンの A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案の作成。

< 残留農薬部会 (C C P R) >

事項	概要
結果の不確かさの推定法の適用	第 29 回総会で採択された分析結果の不確かさの

に関する討議文書	推定法に関するガイドラインに関して、残留農薬分析に特化したガイダンスを作る必要があることから、同ガイドラインを改定するもの。現在、CCMAS でも同様の検討が行われていることから、その作業との関係についての議論がなされる可能性がある。
農薬の優先リスト（新農薬の追加、定期見直し中の農薬）	2013 年度までの評価依頼優先リスト案（再評価されるべき農薬も含む）についての作業。
CCPR に適用するリスク分析の原則の改訂	「CCPR に適用するリスク分析の原則」と「JMPR によって評価される農薬の優先度決定のための規律」及び「MRLs の定期的再評価の手続き」の重複や矛盾を整理し改定するもの。

< 食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	JECFA による評価を求める食品添加物についての優先リストの作成
加工助剤の使用に関するガイドライン	加工助剤の使用について、安全な使用のための一般原則、加工助剤の技術的分類等を含むガイドラインの作成。

< 食品表示部会（CCFL）>

事項	概要
有機食品に関するガイドライン改訂原案（ロテノン）	我が国が準備した、魚毒性の強いロテノン（デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材）を、有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの使用許可資材から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加するもの。 原案を指示する方向で対処したい。
栄養表示に関するガイドライン改訂原案（FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略）	WHO の戦略に基づく栄養素成分リストの拡大、栄養強調表示の義務化するための問題点等を把握するとともに、表示の読みやすさに関する規準及び原則を策定するもの。

< 生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要
ドリアンの規格	ドリアンの規格の策定。
チリペッパーの規格	チリペッパーの規格の策定。
ツリートマトの規格	ツリートマトの規格を策定。
アボガドの規格改訂	現行の品質及びサイズの規定が現状と合わないた

	め、これを見直すもの。
--	-------------

< ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) >

事項	概要
ナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) の修正	分析・サンプリング法を特定するとともに、界面活性剤、農薬及び PCB 類、鉛油、多環芳香族炭化水素及び微生物の最大残留基準値を検討するもの。

- 作業の中止 -

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
ブラックタイガー及びその他のエビにおける Flumequine (フルメキン) の最大残留基準値 (MRL) 案	ブラックタイガー及びその他のエビ類におけるフルメキンの使用状況等について各国に情報を求めたところ、提案国であるタイ王国を含め使用実態がないことが確認されたことから、検討を中止する。

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要
卵及び卵加工品の衛生実施規範の附属文書：殺菌液卵 - リスク管理における食品安全メトリックスの適用	卵及び卵加工品の衛生規範の附属文書について PO (達成目標値) の例示が必要か否か検討した結果、その必要性が認められなかったため、作業を中止する。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬最大残留基準値案及び原案	13 農薬の MRL 案の策定作業を中止する。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の添加物条項に関する作業	50 の食品添加物に関する条項について、作業を中止する。

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの	亜硝酸塩、リン酸塩及びアスコルビン酸を追加する作業を中止する。

修正 - 付属文書 2 (使用可能な資材) の改訂	
---------------------------	--

< 生鮮果実・野菜部会 (C C F F V) >

事項	概要
生鮮果実・野菜の品質に関する検査・認証のためのガイドライン	先の部会で、検討中の CCFICS の規格及び既存の OECD の規格で目的が達成できるとして、作業を中止する。